

## 第4章 実施方策

### 1. 施策の体系

4つの目標に対して、これを実現するための基本的な方策を示した「基本方策」と具体化に向けた内容を示した「施策」を設定し、以下に整理しました。

#### 基本方策

#### 目標1

「生物生息空間」を守り、創り、つなぎ、エコロジカルネットワークをつくります

1-1. 「生物生息空間」を守り、つなぐ

1-2. 「生物生息空間」を創り、つなぐ

1-3. エコロジカルネットワークの取り組みを進める

1-4. 野生生物を保護、管理する

#### 目標2

身近な自然や生きものへの「親しみ」と「関心」を高めます

2-1. 自然や生きものが好きな子どもを増やす

2-2. 自然や生きものに関心を持つ市民を増やす

#### 目標3

「生きもののにぎわい」を守るために行動する人や団体等を増やします

3-1. 市の事業や団体等の活動に生物多様性を反映する

3-2. 団体等の活動を支援する

3-3. 生物多様性に配慮した暮らしを啓発する

3-4. 産業における生物多様性への配慮を推進する

#### 目標4

「自然の恵み」を所沢市の魅力アップにつなげます

4-1. 自然で地域の活力を高める

4-2. 安全、安心、快適なまちづくりにつなげる

4-3. 所沢に暮らす誇りと喜びを高める

## 施 策

1-1-1. 「緑地保全制度」による保全指定の推進 (p.86) 1-1-3. 民間トラスト活動との連携の推進 (p.88)  
1-1-2. 生物生息空間の公有地化の推進 (p.87)

1-2-1. 公共公益施設における「生物生息空間」の保全・再生・創出 (p.89)  
1-2-2. 民有地における「生物生息空間」の保全・再生・創出 (p.92)

1-3-1. エコロジカルネットワークの目標や構築方法の共有 (p.96)  
1-3-2. 生物多様性に配慮した管理の推進 (p.96)  
1-3-3. ナラ枯れ等の防止 (p.97)  
1-3-4. 広域的なエコロジカルネットワーク形成の推進 (p.98)

1-4-1. 野生生物の生息生育状況の把握 (p.99) 1-4-3. 外来生物への対応 (p.101)  
1-4-2. 絶滅の危機にある生きものの保護 (p.100) 1-4-4. 野生生物の保護 (p.104)

2-1-1. 学校での自然や生きものとのふれあいの充実 (p.106)  
2-1-2. 身近な自然や生きものへの関心向上の支援 (p.108)  
2-1-3. 地域で子どもが自然や生きものにふれあう機会を増やす (p.109)

2-2-1. 自然や生きものを学ぶ講座の開催 (p.110)  
2-2-2. 自然や生きものを楽しむイベントの実施 (p.110)  
2-2-3. 自然や生きものについての情報発信 (p.111)

3-1-1. 市の事業への生物多様性の反映 (p.112)  
3-1-2. 団体等の活動への生物多様性の反映 (p.112)

3-2-1. 団体等の活動の広報 (p.113) 3-2-3. 表彰や認定の取得に向けた支援 (p.113)  
3-2-2. 生物多様性に配慮した活動の支援 (p.113)

3-3-1. 地球温暖化の緩和 (p.114) 3-3-3. ごみの排出抑制 (p.116)  
3-3-2. 生物多様性に配慮した商品の普及 (p.114)

3-4-1. 生きものにやさしい農業の推進 (p.117)  
3-4-2. 武蔵野の落ち葉堆肥農法の推進 (p.118)

4-1-1. 自然を活かした地域振興 (p.121)  
4-1-2. 自然を活かした商品などの開発や普及の支援 (p.122)

4-2-1. 自然を活かした夏の暑さの緩和 (p.124)  
4-2-2. 災害による危険の緩和 (p.125)

4-3-1. 自然や生きものを楽しむ活動の充実 (p.126) 4-3-3. 所沢の自然や生きものの魅力の発信 (p.127)  
4-3-2. 自然を感じるまちなみの保全と創出 (p.127)

## 2. 施策内容

施策ごとの取り組み内容を示します。各取り組みの末尾には、主な「関係主体」（市・県・国・市民・団体・事業者）を示しています。「関係主体」は、取り組みの実施主体のほか、特に協力や連携が期待される主体です。

### 目標1 「生物生息空間」を守り、創り、つなぎ、 エコロジカルネットワークをつくります

#### 1-1. 「生物生息空間」を守り、つなぐ

##### 1-1-1. 「緑地保全制度」による保全指定の推進

【数値目標設定】

主に民間の土地に指定をして土地所有者の協力を得ながら自然を守る制度である「緑地保全制度\*」による保全指定を進めます。

#### 【取り組み】

- ① 制度によって規制や土地所有者への優遇措置などが異なることから、対象地のエコロジカルネットワークにおける位置づけ\*や「所沢市みどりの基本計画」の方針を確認し、適切な制度を選択します。（市）
- ② 指定にあたっては必要に応じて対象地の生物調査を実施し、生物多様性の現況を把握します。（市）

#### 主な緑地保全制度

特別緑地保全地区  
市民緑地  
市民の森  
里山保全地域  
保存樹林  
まちなかみどり保全地区  
ふるさとの緑の景観地

各制度の概要は、用語説明（154ページ）に記載しています



くぬぎ山特別緑地保全地区

※対象地のエコロジカルネットワークにおける位置づけ

「図 2-12 重要エリア・区分地区の位置」（42 ページ）、「図 2-13 重要エリア・区分地区内の保全状況」（43 ページ）、及び「表 2-12 重要エリア・区分地区のエコロジカルネットワークの状況」（44～53 ページ）が該当します。

## 1-1-2. 生物生息空間の公有地化の推進

【数値目標設定】

本市ではこれまでに 39ha の樹林地などの「生物生息空間」を公有地化\*して守っています（2019 年度（令和元年度））。行政（市や県）が土地を取得する「公有地化」は、「生物生息空間」を守るために確実な方法であることから、財源の確保とあわせて推進します。

## 【取り組み】

- ① 公有地化の財源は限られていることから、対象地のエコロジカルネットワークにおける位置づけ※や「所沢市みどりの基本計画」の方針を確認し、重要性が高い場所から優先的に実施します。（市）
- ② 公有地化の財源を確保するために、広く「所沢市緑の基金\*」への寄付を募ります。（市・市民・事業者）



公有地化の説明看板  
(菩提樹池周辺緑地)



寄贈により公有地化した森  
(和幸の森)



所沢市緑の基金募金箱

### 1-1-3. 民間トラスト活動との連携の推進

「トラスト活動」は、個人や企業などから幅広く寄付を募って土地を取得し、自然を守る活動です。本市では、「おおたかの森トラスト」や「公益財団法人トトロのふるさと基金」といった民間トラスト活動が活発に行われています。

#### 【取り組み】

- ① 民間トラスト活動団体と開発などの情報を共有し、協力しながら緑地保全制度\*による保全指定や公有地化\*を進めます。(市・団体)

#### おおたかの森トラスト

主に市北部の平地林\*を中心に、自然を守る活動を行っています。

トラスト活動によって5か所の平地林を取得して守っています。

他にも、砂川堀の環境保全、緑町中央公園でのビオトープ活動、清進小学校や安松小学校での学校ビオトープ\*活動の支援など、さまざまな活動を行っています。



#### 公益財団法人 さいたま緑のトラスト協会

県民が主体となって進める「緑のトラスト運動」の推進組織です。協会では、自然観察会の開催や緑のトラスト保全地の保全管理、さいたま緑のトラスト基金の募金活動を行っています。

市内には、「緑のトラスト保全第2号地：狭山丘陵・雑魚入樹林地」があります。



#### 公益財団法人 トトロのふるさと基金

狭山丘陵の森等の土地を取得して守るナショナル・トラスト活動を主体に、丘陵の自然を守る活動を行っています。

1991年(平成3年)に「トトロの森1号地」を誕生させ、以後も活動を広げ2020年(令和2年)12月に、55か所目のトトロの森を取得しています。

トトロの森や狭山丘陵とその周辺地域の自然環境調査や環境教育活動など、さまざまな活動を行っています。



本市で取り組まれている民間トラスト活動

## 1-2. 「生物生息空間」を創り、つなぐ

### 1-2-1. 公共公益施設における「生物生息空間」の保全・再生・創出

公共公益施設\*の「生物生息空間」は、将来的に開発される可能性が低い場所です。また、多くの人が生きものとのふれあう場所になります。そこで、公共公益施設での「生物生息空間」の保全・再生・創出を進めます。

#### 【取り組み】

- ① 本戦略の付属資料「エコロジカルネットワーク形成の手引き」の内容に基づいて「生物生息空間」の保全・再生・創出を図ります。(市・国・県)
- ② 「公共施設緑化ガイドライン」や「エコロジカルネットワーク形成の手引き」の内容を「緑化協議\*」に反映し、市が行う開発事業や公園・緑地の新設・再整備の際に「生物生息空間」の保全・再生・創出を図ります。(市)
- ③ 公共公益施設の植栽の管理などを行っている「みどりのパートナー」を対象とした生物多様性に関する講習会などを実施します。(市・団体)

#### ■公共施設緑化ガイドライン

「公共施設緑化ガイドライン」では、公共施設における「みどりの創出」のあり方として、「野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出」を掲げ、「既存樹林の保全活用」「高木から低木までのバランスが整った緑化」「在来種を中心に植栽」「まとまったみどりや水辺と一体になった緑化」を緑化の方針として示しています。



#### 【施設別の取り組み】

##### A. 公益施設\*

- ① 多くの来訪者が利用し目につきやすい場所であることから、敷地内に「生物生息空間」の整備を図ります。(市・国・県)
- ② 敷地内の樹林や草地の保全や創出のほか、必要に応じてフェンス緑化や壁面緑化\*、屋上緑化\*などの手法を検討します。(市・国・県)



東部クリーンセンター



所沢市民文化センターミュージズ



防衛医科大学校病院

\* 公益施設：「行政サービス施設」「コミュニティ施設」「教育施設」など市民生活に必要なサービス施設を指します。本戦略では、小・中学校は別項目にしています。

## B. 小・中学校

- ① 学校ビオトープ\*や学習林\*などの、すでにあるものの「生物生息空間」としての質の向上を図ります。(市)
- ② 敷地内の樹林や草地の保全や創出のほか、必要に応じてフェンス緑化や壁面緑化\*、屋上緑化\*などの手法を検討します。(市)



学校ビオトープ



学校林



校庭の草地

## C. 公園・緑地

- ① 新設にあたっては既存の樹林や草地、水辺などの保全に配慮するほか、既設地では「生物生息空間」としての質が高まるような管理に努めます。(市・県)



公園の樹林  
(緑町中央公園)



公園の樹林  
(亀ヶ谷公園)



公園の草地  
(所沢航空記念公園)

## D. 道路

- ① 道路の植栽は、鳥類や昆虫類の移動経路として、エコロジカルネットワークの回廊となることから、街路樹を維持管理し、新設や植え替えの際には在来種\*の利用、階層構造を持った植栽などを検討します。(市・県)
- ② 生きものの移動経路の確保やロードキル\*防止のために、必要に応じて生きもののための橋やトンネルなどの設置を検討します。(市・県)



階層構造を持った植栽のイメージ



生きもののためのトンネル  
(東京狭山線)



鳥の交通事故防止のための  
シェルター  
(東京狭山線)

## E. 河川

- ① 河川工事では治水機能を維持しながら、「多自然川づくり\*」に努めます。(市・県)
- ② 土の岸辺や川辺の樹木を保全するほか、人工護岸\*においても生きものの生息場所となる草地などの設置を図ります。(市・県)
- ③ 河床に段差がある場所は、魚道の設置などにより上下流の連続性を確保し、アユなどの水生生物が移動できるように努めます。(市・県)
- ④ 「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」に基づき、河川の水質の保全を図ります。(市・県・市民・事業者)



多自然川づくり  
(樽井戸川上流部)



土の岸辺と川辺の樹木  
(砂川堀上流部)



草地の設置のイメージ  
(東川)



河床の段差  
(東川)



魚道のイメージ  
(柳瀬川)



魚道のイメージ  
(柳瀬川)

## F. 調節池・調整池

- ① 年間を通じて水が溜まる調節池・調整池\*は、抽水植物\*の生育する場所を保全・再生・創出し、トンボ類やカワセミ・カモ類などが生息しやすい環境づくりに努めます。(市・県・事業者)
- ② 平時には水がはけて草の生える調節池・調整池は、生きものの生息を考慮した草刈りなどの管理に努めます。(市・県・事業者)



年間を通じて水が溜まる  
調整池  
(早稲田大学所沢キャンパス)



平時には水がはけて草地になる  
調整池  
(中新井3丁目)



生きものの逃げ場となる場所を  
刈り残す草刈り  
(砂川堀北野調整池)



## 1-2-2. 民有地における「生物生息空間」の保全・再生・創出

エコロジカルネットワークを広げるために、市内の土地の大部分を占めている民有地において「生物生息空間」の保全・再生・創出を推進します。

### 【取り組み】

- ① 「緑化の手引書」や本戦略の付属資料「エコロジカルネットワーク形成の手引き」を活用して民有地における「生物生息空間」の保全・再生・創出を啓発します。(市)
- ② 所沢市街づくり条例\*第40条関係「みどりの保全及び創出に関する基準」をエコロジカルネットワーク形成の観点から改正します。(市)
- ③ 在来種\*による緑化や、生物多様性に配慮した緑化を実施した施設を認定する「所沢ふるさと緑化認定制度(仮称)」の設置を検討します。(市・事業者)

### ■緑化の手引書

市民や事業者などの協力によって「みどりの街づくり」を進めるための手引書です。「戸建て住宅」「集合住宅」「店先や商店街」「大きな商業店舗」「工場や事業所」ごとに、みどりをつくるポイントが整理されています。



### ■「みどりの保全及び創出に関する基準」の位置づけ

2004年(平成16年)10月に施行した「所沢市街づくり条例」第40条に基づき開発事業者へ緑化指導を行っています。具体的には、開発行為の申請時に「緑化計画書」の提出を求め、「みどりの保全及び創出に関する基準」に則り指導を行い、完了検査時に緑地の施工状況をチェックしています。なお、2005年(平成17年)10月1日以降の3,000平方メートル以上の建築行為を伴う開発に関する緑化指導は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により埼玉県(西部環境管理事務所)が行っています。

#### 【緑化指導の対象】

- ・ 開発事業区域の面積が500平方メートル以上のもの
- ・ 中高層建築物
- ・ ワンルーム形式建築物
- ・ 動物霊園

## 【対象別の取り組み】

## A. 団地・集合住宅

- ① 団地・集合住宅の建て替えの際に、「生物生息空間」の保全・再生・創出について事業者と協議します。また、生物多様性に関する認証制度を啓発します。(市・事業者)
- ② 団地・集合住宅の既存の緑地を、生きものがすみやすい場所にする取り組みを、生きものを呼ぶ講習会などを通じて、住民や管理者などに働きかけます。(市・事業者)



団地の中の林



団地の草地



屋根の上の草地

## B. 教育施設

- ① 自然環境学習の一環として、敷地内の「生物生息空間」の保全・再生・創出が行われるように、生物多様性に関する認証制度の啓発や取り組みについての広報などを行います。(市・事業者)

教育施設内の自然  
(早稲田大学所沢キャンパス)

## C. 住宅の庭やバルコニー

- ① 市民一人一人が生物多様性空間について理解し、具体的に取り組めるよう庭やバルコニーに生きものを呼ぶための講習会などを実施します。(市・市民)



柑橘類を育ててバルコニーにチョウを呼ぶ

## D. 事業所・工場・大型店舗

- ① 規模の大きな事業所や工場・大型店舗において、CSR\*やESG\*活動、SDGs\*への取り組みの一環として「生物生息空間」の保全・再生・創出が行われるように、生物多様性に関する認証制度の啓発や取り組みについての広報などを行います。(市・事業者)



企業敷地内の樹林で認証を取得

### 解説

## 生物多様性に関する認証制度

生物多様性は社会の持続可能な発展に欠かせないものであり、生物多様性を保全する活動は、持続可能な開発目標(SDGs)や企業の社会的責任(CSR)の取り組みとして注目されています。生物多様性に関する認証制度は、企業の取り組みの価値を社会に伝えるとともに、生物多様性の普及啓発にも役立つものです。

### ■生きもの共生事業所認証 (ABINC 認証)

認証機関 一般社団法人いきもの共生事業推進協議会

自然と人との共生を企業活動において促進することを目的に作られた制度です。企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを、評価・認証します。



### ■JHEP (ハビタット評価認証制度)

認証機関 公益財団法人日本生態系協会

企業や行政などの生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証するものです。生物多様性の価値を客観的に数値化することで、真に効果的な取り組みの普及を認証します。



## E. 屋敷林

- ① 屋敷林\*の所有者に、「保存樹林\*」や「保存樹木\*」の指定を働きかけます。(市・市民)



保存樹林



保存樹木

## F. 農地

- ① 環境保全型農業\*を支援し、農地の生物多様性の向上を図ります。(3-4-1を参照)(市・事業者)

## G. 未利用地

- ① 「市民緑地制度\*」による保全指定などを通じ、まちなかの未利用地を生物生息空間として保全・再生・創出します。(市・市民)

### 解説

### ESGと生物多様性

「ESG」(イーエスジー)は、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字をとったものです。

「企業の持続的な成長には、ESGの3つの観点が必要」という考え方が世界で広まっており、投資家が、企業に投資する際に、従来の財務情報だけでなく、ESGに注目する「ESG投資」も急速に広がっています。

生物多様性の保全は、気候変動への対策と並んで、国際的に重要性が高く認識されており、ESGにおける重要な取り組みといえます。

企業が市内の生物多様性を守る活動に参加することは、ESGへの取り組みにもつながるものです。これまでも多くの企業が市内の樹林管理などに携わってきました。今後もさらに多くの企業の参加と生物多様性の保全への貢献が期待されます。

## 1-3. エコロジカルネットワークの取り組みを進める

### 1-3-1. エコロジカルネットワークの目標や構築方法の共有

エコロジカルネットワークを形成するためには、多くの人や団体に、共通の目標を持って「生物生息空間」の保全・再生・創出に取り組んでもらうことが大切です。そこで、エコロジカルネットワークの目標や構築方法についての共有を推進します。

#### 【取り組み】

- ① 本戦略を活用してエコロジカルネットワークの目的や目標などを共有します。(市・国・県・団体・事業者)
- ② 市民、団体、事業者、行政などにより構成される「所沢エコネット交流会(仮称)」を設置して、エコロジカルネットワークの目標や構築方法の共有を図ります。(市・市民・団体・事業者)

### 1-3-2. 生物多様性に配慮した管理の推進

樹林や草地、水辺などの「生物生息空間」は、管理方法によって、生息生育する生きものの種類や数が変わることから、生物多様性に配慮した管理を市民や団体との協働により推進します。

#### 【取り組み】

- ① 「緑地保全制度\*」による保全指定地や公有地\*において、動植物の現地調査を踏まえ、生物多様性に配慮した「保全管理計画」を作成します。(市)
- ② 本戦略の付属資料「エコロジカルネットワーク形成の手引き」を活用して、生物多様性に配慮した管理の普及を図ります。(市・団体・事業者)
- ③ 生物多様性に配慮した管理の実施に向けて、民間助成制度を把握し、団体等へ紹介します。(市・団体)
- ④ 樹林や水辺の管理において、雑木林\*の伐採・萌芽更新や、池のかいぼり\*などの伝統的な自然管理手法の活用に留意します。(市・団体)

表 4-1 民間助成制度の例（順不同）

制度名	実施組織
地球環境基金	独立行政法人環境保全再生機構
花王 みんなの森づくり	公益財団法人都市緑化機構
環境活動助成	公益財団法人イオン環境財団
活動助成	一般財団法人セブンイレブン記念財団
公益信託 富士フィルム・グリーンファンド 助成	一般財団法人自然環境研究センター
トヨタ環境活動助成プログラム	トヨタ自動車株式会社
ドコモ市民活動団体への助成 環境分野	株式会社 NTT ドコモ
panasonic NPO サポートファンド	パナソニック株式会社 特定非営利活動法人地球と未来の環境基金
TOTO 水環境基金	TOTO 株式会社
普通助成「自然環境の保護、保全及び創出の直接的活動」	公益財団法人サイサン環境保全基金
環境保全整備事業「新規の学校ビオトープづくりに対する助成事業」	公益財団法人三菱 UFJ 環境財団
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成	公益財団法人自然保護助成基金

注) 管理に関する助成以外も記載しています。 代表的なものを記載しており、他にも助成制度があります。

### 1-3-3. ナラ枯れ等の防止

近年、樹木に穴をあけて生息するカシノナガキクイムシが原因で、コナラ、クヌギ等のナラ類やシイ・カシ類が枯れる「ナラ枯れ」が全国各地で発生しています。2019年（令和元年）以降、本市においても発生が確認されていることから、その防止に努めます。

また、松くい虫による「マツ枯れ」の防止に努めます。

#### 【取り組み】

- ① 「ナラ枯れ」や、「ナラ枯れ」の原因となるカシノナガキクイムシの発生状況を調査等により把握します。（市・県・団体）
- ② 専門家の指導を受けながら、カシノナガキクイムシやナラ菌の防除、予防対策を検討し、必要に応じて実施します。（市・県・団体）
- ③ 「ナラ枯れ」の拡大防止に効果があるとされている、萌芽更新などの樹林管理を検討し、必要に応じて実施します。（市・県・団体）
- ④ 「マツ枯れ」を予防するために、林床管理等による健全なマツ林の育成を図ります。（市・団体）

### 1-3-4. 広域的なエコロジカルネットワーク形成の推進

生きものは所沢市域を超えて移動することから、近隣市町も含む広域的なエコロジカルネットワークの保全・再生・創出に努めます。

#### 【取り組み】

- ① 行政界をまたぐ樹林などの「生物生息空間」については、隣接市町と情報交換を行い、一体的な保全・再生・創出が行われるように努めます。(市)
- ② 河川や調節池\*、道路などを管理する県や国と情報交換を行い、河川や道路の生物生息空間の連続性の確保に努めます。(市・国・県)
- ③ 本戦略の改訂にあわせて実施する野生生物の生息生育状況調査において、近隣市町の野生生物の生息生育状況の把握に努めます。(市)

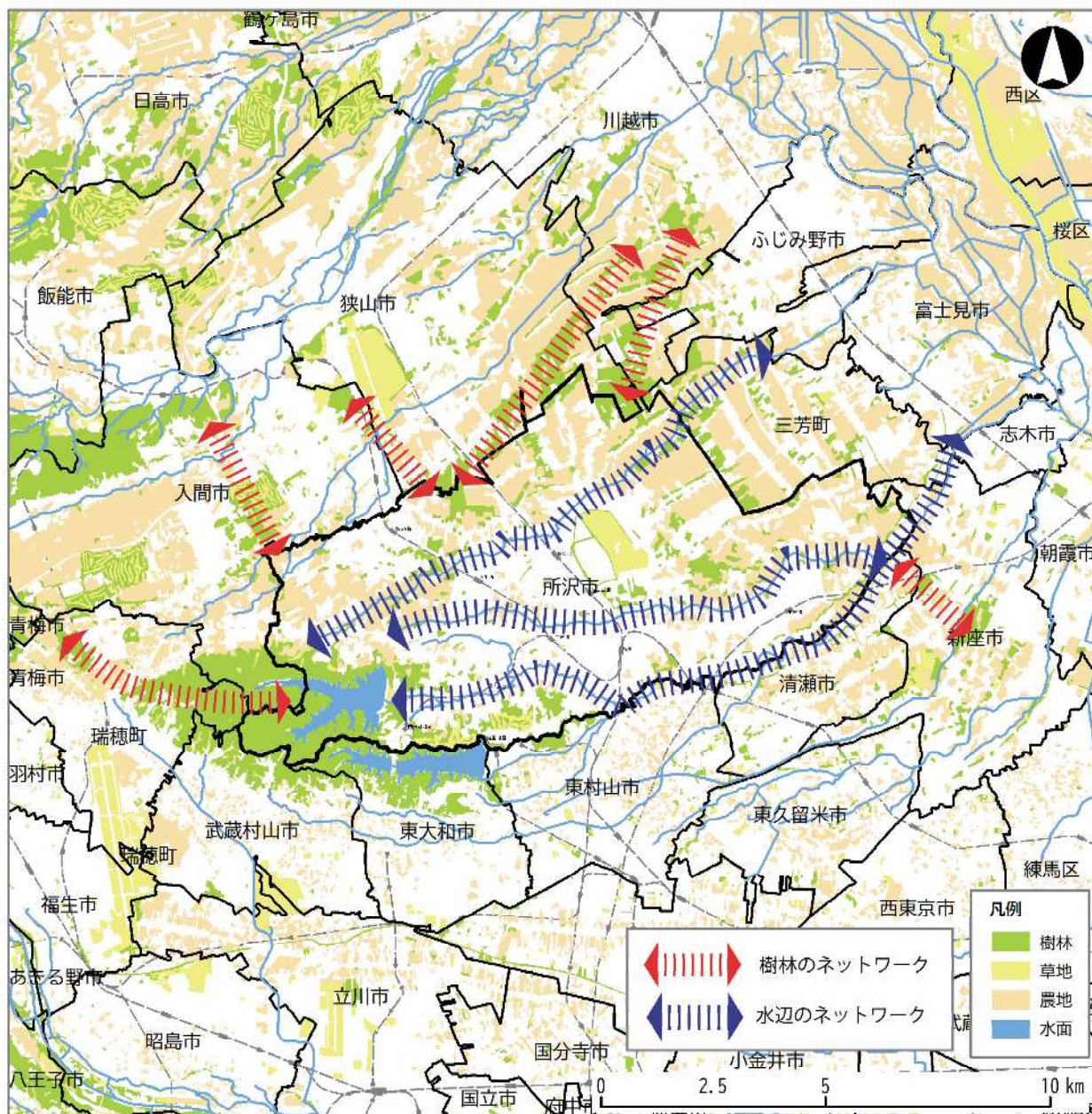


図 4-1 広域的なエコロジカルネットワーク

## 1-4. 野生生物を保護、管理する

### 1-4-1. 野生生物の生息生育状況の把握

本戦略の進捗や成果を把握し、効果的な取り組みを実施するために、野生生物の生息生育状況を把握します。

#### 【取り組み】

- ① 野生生物の生息生育状況調査を、本戦略の改訂にあわせて実施します。調査対象種は、本戦略で選定した指標種\*を基本として、必要に応じて見直しを行います。(市)
- ② 「緑地保全制度\*」による保全指定に際し、必要に応じて動植物の生息生育状況を現地調査により把握します。(市)
- ③ 市民や団体等から情報を得て、野生生物の生息生育状況の把握に努めます。(市・市民・団体)



樹林の生きもの調査



河川の生きもの調査



## ミヤコタナゴ

ミヤコタナゴは、コイ科に属する日本特産の淡水魚です。1909年（明治42年）に東京で発見されたためミヤコタナゴと命名されました。関東地方の丘陵部や平野部の湧き水を水源とする田んぼの用水路やため池などに生息していて、卵はマツカサガイなどの二枚貝に生み付けるのが特徴です。繁殖期の4月～7月ごろになると、オスの体は「婚姻色」と呼ばれる淡い赤色やうすい紫色になります。メスには婚姻色は現れませんが、お腹のところから産卵管と呼ばれる細長い管が伸びます。市内でも狭山丘陵を水源とする柳瀬川や田んぼを流れる用水路などに生息していましたが、急速な都市化に伴う生息地の宅地化などにより、昭和50年代を最後に自然の中では見られなくなりました。



国の天然記念物\*、国内希少野生動植物種\*に指定されており、環境省のレッドリスト\*では「絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）」に、県のレッドリストでは、「野生絶滅（在来個体群で、飼育・栽培下でのみ存在している種）」に分類されています。

現在では、埋蔵文化財調査センターにおいて人工増殖による個体数の維持に努めるとともに、市内小学校や市役所1階市民ホール、所沢まちづくりセンターなどで飼育展示を行っています。



埋蔵文化財調査センターでの飼育展示



## 1-4-2. 絶滅の危機にある生きものの保護

本市では、絶滅の危機にある生きもの（環境省及び埼玉県のレッドリスト\*に掲載されている生きもの）は、動物 215 種（哺乳類 11 種、鳥類 48 種、爬虫類 10 種、両生類 9 種、魚類 11 種、昆虫類 126 種）、植物 207 種が確認されています（2019 年度（令和元年度））。これらの絶滅の危機にある生きものの保護を進めます。

### 【取り組み】

- ① 「緑地保全制度\*」による保全指定地や公有地\*において、絶滅の危機にある生きものを確認し、その位置や時期などの把握に努めます。（市・団体）
- ② 絶滅の危機にある植物の掘り取りや、動物の捕獲、踏み荒しなどを防止するために、市民団体や「みどりのパートナー」の協力を得ながら、注意看板の設置や立ち入り禁止などの対策を実施します。（市・団体）
- ③ 国の天然記念物\*であるミヤコタナゴは県内では野生絶滅の状況にあり、本市では人工増殖により保護しています。今後は市内の河川や水路での野生復帰に向けて、野生復帰の候補地の選定や、産卵母貝\*であるマツカサガイなどの二枚貝の生息できる河川環境づくりを進めます。（市・国・県・団体）
- ④ 良好な里山\*環境に生息するオオムラサキ（チョウ）やホタルなどの絶滅の危機にある生きものについて、市民団体などの協力を得ながら、生息環境の再生などによって、保護増殖を図ります。保護増殖にあたっては他地域からの持ち込みによる遺伝子攪乱\*の防止に留意します。（市・団体）
- ⑤ 市内に少ない湿地や水田、池などを保全し、湿地環境に生息生育する絶滅の危機にある生きものを保護します。また、市民団体の協力を得ながら、水辺の指標となるトンボ類の調査や環境整備を実施します。（市・団体）



オオムラサキ



ゲンジボタル



カタクリ



キンラン

代表的な絶滅の危機にある生きもの

### 1-4-3. 外来生物への対応

本市では、動物 25 種、植物 263 種の外来生物\*が確認されています（2019 年度（令和元年度））。このうち、法律によって指定されている「特定外来生物\*」には動物 8 種と植物 3 種が該当します。また、環境省が公表している「生態系被害防止外来種リスト\*」に記載されている生きものには、動物 17 種、植物 70 種が該当します。

外来生物は生物多様性に及ぼす影響が大きいことから、特定外来生物や生態系被害防止外来種を中心に駆除を実施します。また、一度持ち込まれた外来生物を、駆除・根絶することは極めて困難であることから、外来種を持ち込まない、増やさない対策を行っていきます。

#### 【取り組み】

- ① 外来生物の種類や外来生物が起こしている問題や、市民に期待される取り組みなどについて、市民への啓発を行います。（市・団体）
- ② 池のかいぼり\*や、外来生物（植物）の抜き取りなどを市民団体などの協力を得ながら実施し、外来生物を駆除するとともに、外来生物への意識の向上を図ります。（市・団体・事業者）
- ③ 生物多様性への直接的な影響が大きいアライグマの計画的防除を県と協力して実施します。また、狭山丘陵で確認されているキタリスの防除に協力します。（市・国・県・市民・団体）



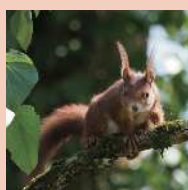
外来植物の伐採（くぬぎ山地区）



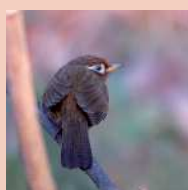
池のかいぼり（菩提樹池）



アライグマ



キタリス



ガビチョウ



ソウシチョウ



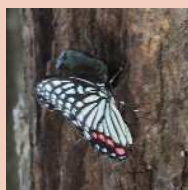
カミツキガメ



ウシガエル



オオクチバス



アカボシゴマダラ



アレチウリ



オオカワヂシャ



オオキンケイギク

市内で確認されている特定外来生物

解説

## 外来生物

「外来生物」は、人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する・意図しないにかかわらず、持ち込まれた生きもののことです。外来生物が起こしている問題としては、生態系\*への影響、人の命や身体への影響、農業や漁業への影響があります。

外来生物のうち特に問題が大きい種類については「特定外来生物」に指定されています。また、「生態系被害防止外来種リスト」が作成されています。

### ■特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって、別の場所に運ぶ、勝手に外に放す、植える、種をまくことなどが禁止されている外来種です。

### ■生態系被害防止外来種リスト

生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを、生態的特性及び社会的状況もふまえて選定した外来種のリストです。

リスト掲載種は、「総合対策外来種」「産業管理外来種」「定着予防外来種」の大きく3つのカテゴリに区分されています。



生態系被害防止外来種リストのカテゴリ区分

出典：生態系被害防止外来種リストパンフレット

## コラム

### 外来生物による被害を増やさないために

外来生物による被害を増やさないために、私たちは次の点に気を付けましょう。

#### ■外国や他の地域から生きものを持ち込まない

外国や他の地域から生きものを自然の中に持ち込まないようにしましょう。

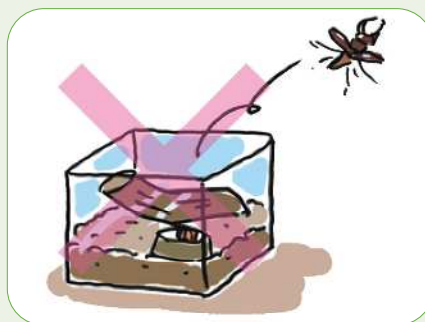
売られている生きものや人から譲り受けた生きものも、外国や他の地域の生きものである可能性があります。



#### ■飼っている生きものは責任を持って飼い、野外に捨てない・逃がさない

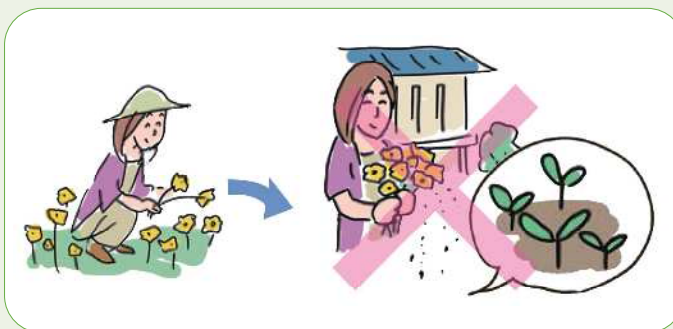
ペットとして飼っている生きものは責任を持って飼いつづけ、自然の中に放さないようにしましょう。

ペットを飼う前には、どのぐらい大きくなるのか、獰猛ではないか、どのぐらい生きるのかを調べて、責任を持って飼いつづけることができるのかを確認しましょう。



#### ■他の地域に拡げない

すでに野外に定着している外来生物を他の場所に拡げないようにしましょう。



#### ■身近な場所で外来種の駆除を行う

身近な場所で「特定外来生物」や「生態系被害防止外来種リスト掲載種」を見つけたら、駆除をしましょう。

#### ■ネコは飼いつづけ、家の中での飼育に努める

野生化したネコは「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されている外来生物です。野生化したネコを増やさないように、飼ったら飼いつづけ、逃げ出さないようにしましょう。また、飼育しているネコであっても、野外で小動物などを捕食する可能性があることから家の中での飼育に努めましょう。

#### 1-4-4. 野生生物の保護

けがをした野生生物を見つけた場合などの対応を適切に実施し、野生生物を保護します。

##### 【取り組み】

- ① けがをした野生生物や、巣から落ちている野鳥のヒナを見つけた場合の対応を市民に啓発するとともに、県と協力して適切な対応がとれるようにします。(市・県)



けがをした野鳥（キジ）

##### ■けがをした野生生物を見つけたら

オオタカやツミなどの野生生物を、ケガなどで一時的に保護した場合は、埼玉県西部環境管理事務所【電話：049-244-1250】へご連絡ください。

野生鳥獣を許可なく飼うことは鳥獣保護管理法で禁止されていますのでご注意ください。

まずは状況を確認します。すぐに治療をしなくてもしばらく様子を見ているうちに回復する場合があります。治療の必要がある場合には、環境管理事務所から指定診療機関に連絡し、保護・治療を行うことで自然に帰すよう取り組む制度があります。この場合、保護した方には指定診療機関への搬送にご協力をお願いしています。保護される際には直接触れないよう手袋等をしてください。衛生上手洗い等もお願いします。

なお、下記の生物は保護の対象外になります。

##### ●保護の対象とはならない鳥獣

- ・野鳥のヒナ、幼獣
- ・カラス、ドバト、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ
- ・感染症の疑いのあるもの
- ・外来生物
- ・愛玩動物（ペットや野良猫・野良犬など）、家畜（ヤギ・ブタ・ニワトリなど）
- ・爬虫類（カメ・ヘビなど）、両生類（カエル・イモリなど）、魚類（コイなど）など

出所：埼玉県ウェブページ

### ■巣から落ちている野鳥のヒナを見つけたら

#### ●なぜヒナが地上にいるのか

野鳥の多くは、えさとなる昆虫が豊富な春先～初夏にかけて子育てを行います。卵からかえり、成長したヒナは自分の力で生きていくため、巣から飛び立つ練習を開始します。しかし、最初はうまく飛ばずに巣から落ちてしまうことがあるのです。

#### ●落ちていたヒナを見つけたら

そっと見守ってあげてください。多くの場合、近くに親鳥がいて餌やりや誘導を行っているのですが、人間がそばにしていると近寄れず困ってしまいます。車にひかれないか、ネコやカラスに襲われないか等が心配な場合は、巣に戻してあげたり、近くの樹木の枝や繁みの中に移してあげてください。親鳥は近くで見えています。

#### ●ヒナを育てることはできません

野鳥はペットではなく野生動物です。野鳥のヒナは巣立ち後に親鳥と過ごすわずかな期間で、何が食べ物で何が危険なものなのか等の生きていくすべを身につけていきます。人に育てられたヒナはこうした学習ができていないため、成鳥になってから放鳥されても自然界で生きていくことが難しくなってしまいます。また、野鳥を許可なく捕獲して飼うことは法律により禁止されています。もし、ケガをしている等の状況がありましたら下記までご連絡ください。

埼玉県西部環境管理事務所 電話：049-244-1250

出所：埼玉県ウェブサイト



図4-2 「ヒナを拾わないで!!」キャンペーンポスター  
提供：公益財団法人日本鳥類保護連盟

目標2

身近な自然や生きものへの  
「親しみ」と「関心」を高めます

2-1. 自然や生きものが好きな子どもを増やす

2-1-1. 学校での自然や生きものとのふれあいの充実

市内の学校では、学校ビオトープ\*や学習林\*での自然体験学習、地域の森や川での自然体験、清掃活動などが活発に行われています。これらの活動の充実を図るとともに、子どもが長い時間を過ごす学校で、自然や生きものについてふれあい、学ぶ機会を増やします。

【取り組み】

- ① 学校などに自然体験の専門家や市職員を派遣し、体験授業や学校ビオトープ・学習林の活用などの支援を図ります。実施にあたっては、「埼玉県環境アドバイザー制度\*」などの活用を検討します。(市・県)
- ② 教育現場での「持続可能な開発のための教育（ESD）\*」の研究や実践を通じて、自然環境学習に携わる教員の育成を推進します。(市)
- ③ 学校ビオトープの整備や生きものに配慮した植栽などの実施に向けて、内容の検討や民間助成金の活用による予算確保を支援します。(市)
- ④ 樹林を保全する際に、近隣の学校などと調整を図り、学習林としての活用・管理を検討します。(市)
- ⑤ 生物多様性や生物生息空間の保全・再生・創出に関する小学生用副読本などの教材の作成により、自然環境学習の充実を図ります。(市)
- ⑥ 市内の小学校で実施しているミヤコタナゴの飼育については、本市の自然や生きものを学ぶ貴重な体験であることから、継続します。(市)
- ⑦ 「地球にやさしい学校の手引き」を作成し、学校での主体的な環境や生きものの保全・再生・創出に関する取り組みを推進します。(市)



学習林の活用  
(若松小学校)



近くの森での自然環境学習  
(小手指小学校)



小学校での自然学習講座  
(若狭小学校)



## 全国で高い評価を受けている市内の学校ビオトープ

市内の学校ビオトープ\*は、全国の優れた学校ビオトープの取り組みを評価する「全国学校・園庭ビオトープコンクール」（主催：公益財団法人日本生態系協会）で国土交通大臣賞などを受賞しており、全国的に高い評価を得ています。

表彰式の様子



### ■安松小学校

「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2019」において、安松小学校が環境大臣賞（全国で上位5校：5校の中での順位なし）を受賞しました。安松小学校は、同コンクール（2017年度（平成29年度））でも日本生態系協会賞を受賞しており、その後の継続した取り組みが評価されました。



### ■清進小学校

「第3回全国学校ビオトープ・コンクール」（2004年度（平成16年度））において、全国ベスト10に入賞し、その後も、継続的な取り組みが評価され、同コンクールで3回、日本生態系協会賞を受賞しています。



## 解説

## 学習林

市内の小学校には、敷地内や隣接した場所に「学習林」がある学校があります。また「学習林」とは名づけられてはいない小さな林がある学校もあります。

「学習林」は、子どもたちが身近に自然や生きものとふれあい学ぶことができる場所です。さらに、生きものの移動経路として、エコロジカルネットワークにおいても重要であることから、下草や低木を増やしたり、落ち葉のプールをつくったりして生きもののすみやすい場所にしていくことが望まれます。



（泉小学校）



（東所沢小学校）



（並木小学校）

学校敷地内の林



## 2-1-2. 身近な自然や生きものへの関心向上の支援

子どもたちが、身近な自然や生きものへの関心を高めるために教材の提供や、人材の育成などを支援します。

### 【取り組み】

- ① ゲーム性を持ったものや、作業を行うものなど、子どもが楽しく本市の自然や生きものに関心を持てる教材を提供し、学校や自然体験イベントで活用します。(市・団体)
- ② 子どもたちに自然や生きものについて、楽しく教えることができる人材の育成を支援します。(市・団体)
- ③ 子どもたちが自然や生きものへの関心を高める場として、樹林地や公園、学校ビオトープ\*の活用を支援します。(市・団体)



生きものつながりについて学ぶ教材  
(所沢市民フェスティバル)



子どもに自然について教える  
(三ヶ島地区樹林)



公園での自然体験活動  
(緑町中央公園)

### ■所沢生きものカード

市内の自然や生きものに興味を持ってもらうことを目的として「所沢生きものカード」を作成しました。本市に生息する代表的な生きもの(104種)を選定し、「主な生息環境(林、草地、水辺)」や「見やすさ」などが記載されています。

#### 「見やすさ」の区分

- ★ まちなかでも見やすい生きもの(探せばいるかも)
- ★★ まちなかでも、よい環境があれば見られる生きもの(なかなか見られない)
- ★★★ 豊かな自然があると見られる生きもの(見られたらすごい)



所沢生きものカード(一部)



所沢生きものカードを使ったゲーム  
(所沢市民フェスティバル)

## 2-1-3. 地域で子どもが自然や生きものにふれあう機会を増やす

【数値目標設定】

放課後や休日に、子どもたちや親子で身近な自然や生きものにふれあう機会を増やします。

## 【取り組み】

- ① 市民団体などが行う「こどもエコクラブ\*」の活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。(市・団体)
- ② 子どもや親子を対象とした自然イベントを開催し、子どもが自然や生きものとふれあい、学ぶ機会を提供します。(市・団体)
- ③ 「緑地保全制度\*」による保全指定地や公有地\*などでカブトムシやクワガタムシなどの繁殖を目指し「落ち葉プール」や「木積み」をつくり、「生きものと子どもが集まる森づくり」を進めます。(市・団体)



森での遊び



森の管理



森の管理



## カブトムシ・クワガタムシ・ヤマトタマムシの幼虫はどこにいる？

子どもに人気のカブトムシとクワガタムシは、雑木林\*でクヌギの木の樹液などに集まっている姿を見ることができます。成虫は同じ場所で見られるカブトムシとクワガタムシは幼虫の時代は別の場所で過ごしています。カブトムシは、たまった落ち葉に産卵し、幼虫は落ち葉や腐葉土を食べて育ちます。クワガタムシは枯れ木の中に産卵し、幼虫は腐食した木を食べて育ちます。



一方、虹色の翅が美しいヤマトタマムシは、エノキやケヤキの葉を食べるため、エノキの樹上を飛んでいる姿を見ることができます。このヤマトタマムシは、クワガタムシと同じように、枯れ木の中に産卵し、幼虫は腐食した木を食べて育ちます。

雑木林や庭の落ち葉を1か所に集めて「落ち葉プール」をつくとカブトムシの幼虫のすみかになります。枯れ木を集めて積んだ「木積み」をつくと、クワガタムシ・ヤマトタマムシの幼虫のすみかになります。



ヤマトタマムシ



木積み(枯れ木)



落ち葉のプール

## 2-2. 自然や生きものに関心を持つ市民を増やす

### 2-2-1. 自然や生きものを学ぶ講座の開催

【数値目標設定】

市民が自然や生きものへの関心を持つきっかけとなる講座を開催します。

#### 【取り組み】

- ① 「所沢市生涯学習まちづくり出前講座\*」のメニューに、生物多様性や自然や生きものに関する講座を追加します。(市)
- ② 庭やバルコニーに生きものを呼ぶ方法や、本市の生きものを学ぶ講座などの実施を図ります。実施にあたっては埼玉県「埼玉県環境アドバイザー制度\*」などの活用を検討します。(市・県)



所沢市生涯学習まちづくり出前講座



庭に生きものを呼ぶ方法を学ぶ講座（イメージ）

### 2-2-2. 自然や生きものを楽しむイベントの実施

さまざまな世代の人が、興味に応じて参加して楽しめるようなイベントを企画・実施します。実施にあたっては、地域の団体等の協力を仰ぎ、団体等の活動の活性化にも役立つものとしします。

#### 【取り組み】

- ① 自然の保全・再生・創出の活動体験、きれいな野の花や珍しい生きものなどの観察会、親子を対象としたイベントなど、さまざまな世代の参加を促すイベントの実施を検討します。(市・団体)
- ② 狭山丘陵にある県の自然観察・体験施設である「さいたま緑の森博物館\*」「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里\*」と連携したイベントを実施します。(市・県)
- ③ エコツアー\*やウォーキングイベントなどの自然や生きものに関心を持ってもらうきっかけづくりを行います。(市・市民・団体)
- ④ 団体等のイベントの実施に向けた技術的支援を検討します。(市・団体)



狭山湖での自然観察



所沢市みどりのふれあいウォーク



森の管理イベント（くぬぎ山地区）

## 2-2-3. 自然や生きものについての情報発信

自然や生きものへの市民の興味関心を高めるための情報発信を行います。

## 【取り組み】

- ① 生物生息空間や生きものの情報を広報紙や市ホームページ、SNS\*等で発信します。(市)
- ② 所沢市民フェスティバル\*などのイベントや市の施設など、多くの人が集まる場所での自然や生物多様性の普及啓発を行います。(市・団体)



自然や生物多様性の普及啓発イベント  
(所沢市民フェスティバル)



広報ところざわでの発信（令和元年12月号）

目標3

「生きもののにぎわい」を守るために行動する人や団体を増やします

3-1. 市の事業や団体等の活動に生物多様性を反映する

3-1-1. 市の事業への生物多様性の反映

「生物多様性」は、環境だけでなく市の事業に広く関係していることから、事業全般において生物多様性に取り組めるよう努めます。

【取り組み】

- ① 生物多様性をテーマにした職員研修を実施します。(市)
- ② 必要に応じて専門家からアドバイスを受けることができるしくみを検討します。(市)
- ③ 「公共施設緑化ガイドライン\*」や「エコロジカルネットワーク形成の手引き」の内容を「緑化協議\*」に反映し、市が行う開発事業や公園・緑地の新設・再整備の際に「生物生息空間」の保全・再生・創出を図ります。(市)【再掲】

3-1-2. 団体等の活動への生物多様性の反映

【数値目標設定】

本市では「みどりのパートナー」「水辺のサポーター」制度を通じた団体の活動が盛んであり、ほかにも、環境美化や緑化、農業体験などを行っているさまざまな団体があります。これら団体に「生物多様性の保全」に取り組んでもらえるように働きかけます。

【取り組み】

- ① 団体等の要請に応じて専門家や市職員を派遣するしくみを検討します。検討にあたっては、埼玉県の「埼玉県環境アドバイザー制度\*」などの活用を考慮します。(市・団体)
- ② 「みどりのパートナー」を対象とした生物多様性に関する講習会などを実施します。(市・団体)



みどりのパートナー（緑化の推進活動団体）  
を対象とした講習会（イメージ）



みどりのパートナー（みどりの保全活動団体）  
を対象とした講習会（イメージ）

## 3-2. 団体等の活動を支援する

### 3-2-1. 団体等の活動の広報

自らの活動が広く知られ、評価を受けることは、活動を継続する力になることから、生物多様性を保全する団体等を周知します。

#### 【取り組み】

- ① 「所沢エコネット交流会（仮称）」への参加団体をウェブサイトやSNS\*などで広報します。（市）
- ② 団体等が生物多様性に関するイベントなどを企画、実施する際に、その目的や内容などが生物多様性の保全や普及啓発などに役立つかを、協議、確認するしくみを検討します。確認したイベントなどに対して、参加者募集などを支援します。（市・団体）

### 3-2-2. 生物多様性に配慮した活動の支援

【数値目標設定】

団体等の生物多様性に配慮した活動を支援します。

#### 【取り組み】

- ① 団体等の要請に応じて専門家や市職員を派遣するしくみを構築します。検討にあたっては、埼玉県「埼玉県環境アドバイザー制度\*」などの活用を考慮します。（市・団体）【再掲】
- ② 行政や民間が実施している生物多様性の保全に活用できる補助制度や助成制度を把握し、団体等へ紹介します。（市・団体）

### 3-2-3. 表彰や認定の取得に向けた支援

【数値目標設定】

活動や取り組みが広く知られ認められることは、活動を継続する力になることから、表彰や認定の取得を支援します。

#### 【取り組み】

- ① 行政や民間が実施する、生物多様性の保全に係る表彰制度や認定制度を把握し、団体等への紹介や申請の支援を行います。（市・団体）

表 4-2 生物多様性に関連する表彰など（例）

名称	主催
生物多様性日本アワード	公益財団法人イオン環境財団
生物多様性アクション大賞	国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）
日本自然保護大賞	公益財団法人日本自然保護協会
学校・園庭ビオトープコンクール	公益財団法人日本生態系協会
いきものにぎわい企業活動コンテスト	いきものにぎわい企業活動コンテスト実行委員会事務局

### 3-3. 生物多様性に配慮した暮らしを啓発する

#### 3-3-1. 地球温暖化の緩和

地球温暖化\*は地球全体の生物多様性の劣化の原因となり、外来生物\*の増加など本市の生物多様性にも大きな悪影響を及ぼすことから、地球温暖化の緩和につながる暮らしを啓発します。

##### 【取り組み】

- ① 省エネ機器等の導入や環境配慮行動など家庭でできる取り組みを推進します。(市・市民)
- ② 創エネ・省エネ機器の使用など事業活動による温室効果ガス\*の削減対策を推進します。(市・事業者)
- ③ 市民団体等が行う活動を支援するなど、環境学習の機会の創出と環境配慮行動の推進を図ります。(市・団体)

#### 3-3-2. 生物多様性に配慮した商品の普及

私たちの暮らしは、「自然の恵み」によって成り立っています。その一方で、暮らしに必要な食料や資源、原料を得る際に、開発による生きものの生息生育地の破壊、農薬による昆虫や野草などへの悪影響、乱獲による生きものの数の減少などの生物多様性の悪化を招いていることがあります。これら、生物多様性への悪影響を少なくするために、生物多様性に配慮した商品の普及啓発を進めます。

##### 【取り組み】

- ① エコラベル\*商品について普及啓発を進めます。(市)
- ② 輸送時に発生する温室効果ガスの排出が少なく済むことで、間接的に生物多様性の保全にも貢献する「地産地消\*」を推進します。(市・事業者)
- ③ エコラベル商品などの販売について、小売業者に協力を依頼します。(市・事業者)

## 解説

## エコラベル

環境や生きものの生息環境に配慮して生産されている商品、地元で生産された農産物を消費する「地産地消\*」に関する商品、国内産原料や国内産農産物で生産された商品などに付けられています。エコラベルがついた商品を販売したり購入したりすることによって、生物多様性の保全に貢献することができます。

エコラベル	名称	概要
	エコマーク	「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル
	FSC 認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理（自然生態系への配慮等）が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」がある。
	SGEC 認証制度 (森林認証制度)	生物多様性の保全、土壌・水資源の保全と維持、森林生態系の生産力・健全性の維持等、持続可能な森林管理に関わる認証基準
	有機食品の検査認証制度 (有機 JAS)	農業や化学肥料等の化学物質に頼らずに自然界の力で生産された農産物、加工食品等について JAS 法で定められた基準に基づく認証。「有機 JAS マーク」が付されたものでなければ「有機」「オーガニック」の表示は不可
	MSC 認証制度（漁業認証と CoC 認証）	持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ CoC 認証がある。
	ASC 認証制度（養殖場認証と CoC 認証）	海の自然環境や労働者の人権に関する国際基準をクリアした養殖場に与えられる ASC 養殖場認証と認証された水産物の加工・流通過程に対する認証（Co C 認証）がある。
	レインフォレスト・アライアンス認証 (RA 認証)	「持続可能な農業基準」（生態系保全、野生生物保全、水保全、労働者の公正な処遇と良好な労働環境等 10 の原則）に基づく作物を栽培する農園・生産者グループの認証
	国際フェアトレード認証 (Fairtrade International)	国際貿易の中で不利な立場に置かれた途上国の生産者と、先進国の消費者を結びつけ、より公正な取引を促進するための制度。経済的基準、社会的基準及び環境基準が設定されており、貴重な生態系の保護も要件となっている。
	バードフレンドリー・コーヒー・プログラム	生産農家を支えながら森林伐採を防止し、そこで休む渡り鳥たちや、すんでいる鳥たちの休息地を保全することを目的とする制度。シェードツリー（農園に木陰を作り出す木々）の下で栽培されたオーガニック・コーヒーの認証
	フェアワイルド	薬品や香料（アロマ）に含まれる天然成分を抽出する植物が持続可能な形で採集されていることを認証する国際基準



### 3-3-3. ごみの排出抑制

私たちの暮らしから出されるさまざまなごみは、直接的、間接的に生物多様性に悪影響を与えています。極力ごみを出さない暮らしを啓発していきます。

#### 【取り組み】

- ① 「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」に基づき、ごみの減量・資源化に取り組みます。（市・市民・事業者）
- ② プラスチックごみの生きものへの影響についての情報発信やプラスチックごみの抑制について啓発を進めます。（市・事業者）



## プラスチックごみと生物多様

私たちの生活に欠かせない存在となっているプラスチックですが、ごみとなって自然環境の中に排出されることによって、生きものの生息に大きな危機をもたらしています。

#### ■誤食・誤飲

生きものがプラスチックを誤食・誤飲して、胃の中で消化されずに死んでしまう例として、ウミガメやクジラ、海鳥がビニール袋やペットボトルのふたを餌として間違えて食べたり、奈良公園のシカがビニール袋を食べたりすることが知られています。

#### ■マイクロプラスチック

ごみとして捨てられたプラスチックは、川などを通じて海に流れ出て細かく砕かれ、「マイクロプラスチック」となって有害物質を吸着します。餌とともに野生の生きものの体に蓄積、食物連鎖を通じて濃縮し、繁殖にも悪影響を及ぼします。人間への健康被害も懸念されています。



捨てられた漁網（化学繊維）に絡まったウミガメ

出典：NOAA（アメリカ海洋大気局）

## 3-4. 産業における生物多様性への配慮を推進する

### 3-4-1. 生きものにやさしい農業の推進

農地は、本市面積の約22%を占めており、「生物生息空間」としても重要な場所です。化学肥料の適正使用や農薬の使用抑制を行う、生きものにやさしい環境保全型農業\*の支援などを継続します。

#### 【取り組み】

- ① 農薬散布の回数削減や、環境に与える負荷の軽減につながる事業へ補助などを継続します。(市・事業者)
- ② 「環境保全型農業支援交付金交付事業\*」により、環境保全型農業に取り組む農業者や団体への支援を行います。また、本事業を通じて、採択要件である国際基準GAP\*の実施や「農業環境規範\*」に基づく点検の実施を普及します。(市・事業者)
- ③ 輸送時に発生する温室効果ガス\*の排出が少なく済むことで、間接的に生物多様性の保全にも貢献する「地産地消\*」を推進します。(市・事業者)【再掲】



### SATOYAMAイニシアティブ ～日本が世界に提案～

日本の里地・里山\*に見られる自然は、人が関わることによって形成・維持されてきました。こうした自然は、世界各国に見られ、生物多様性の保全において重要な場所になっていますが、生活や産業の変化などによって、持続的な利用が失われつつあります。

「SATOYAMAイニシアティブ」は、原生的な自然を保全するだけでなく、こうした人の営みによって維持されてきた自然の保全と再生を通じて自然共生社会を目指すものです。日本の環境省と国連大学サステナビリティ高等研究所が提唱し、2010年(平成22年)に愛知県名古屋市で行われたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)で認められ、世界で知られるようになりました。

本市に見られる武蔵野の雑木林\*や狭山丘陵の谷戸\*の環境も、農業や薪の利用などの人の関わりによって維持されてきた里地・里山の自然といえます。農業や生活の変化などによって、人と自然の関わりが変化している現在、「SATOYAMAイニシアティブ」に基づき、武蔵野の落ち葉堆肥農法\*などの伝統的な農法を見直すことや、市民が樹木の管理に関わるなど、新たな自然と人の関わりかたを実践することが求められています。

### 3-4-2. 武蔵野の落ち葉堆肥農法の推進

くず掃き（落ち葉掃き）\*などの管理によって明るい樹林を維持・再生し、地域の環境を多様にする「武蔵野の落ち葉堆肥農法\*」の実施を支援します。

#### 【取り組み】

- ① くず掃き（落ち葉掃き）イベントの実施を周知し、支援します。（市・団体・事業者）
- ② 「農業遺産」への認定を通じて、伝統的な農業システムである武蔵野の落ち葉堆肥農法を広く発信することを目指すとともに、平地林\*の育成と落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続を推進します。（市・団体）



市民によるくず掃き（落ち葉掃き）

#### 解説

### 武蔵野の落ち葉堆肥農法

武蔵野台地は火山灰土に厚く覆われ作物が育ちにくい土地でしたが、江戸時代から多くの木を植えて平地林（ヤマ）として育て、木々の落ち葉を掃き集め、堆肥として畑に入れて土壌改良を行ってきました。この樹林の落ち葉を掃き集め堆肥とする約360年にわたり続けられてきた伝統農法を「落ち葉堆肥農法」と呼びます。

この農法は、戦後の化成肥料の普及などにより減少しましたが、近年、食の安全、健康への意識の高まりや、地域の伝統の再認識、樹林の持つさまざまな価値への認識の高まりなどから注目されています。

市では、農業と平地林を取り巻く環境について市民の理解を促すため、市民を対象とした参加型の「落ち葉掃き体験」を1996年度（平成8年度）から実施しています。

また、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産、日本農業遺産\*への認定を目指すために、所沢市、川越市、ふじみ野市、三芳町、JAいるま野の広域連携で協議会を発足し、2017年（平成29年）3月に日本農業遺産に認定されました。今後も引き続き市内に残る平地林の維持・保全と落ち葉堆肥農法の推進を図ることにしています。



農家によるくず掃き（落ち葉掃き）

### 3-4-3. 企業の生物多様性に関する取り組みの推進

市内では、菩提樹池<sup>ぼだいぎ</sup>周辺やさいたま緑の森博物館\*の周辺、くぬぎ山地区、小手指ふるさとの緑の景観地などで、企業が森の管理や水田作業などの生物多様性に関する取り組みに参加しています。また、市民団体の活動への助成を行っている企業もあります。今後も企業による生物多様性の保全への参加を支援します。

#### 【取り組み】

- ① 「所沢エコネット交流会（仮称）」を設置し、企業がCSR\*やESG\*活動、SDGs\*の一環として、生物多様性の保全に参加しやすい体制をつくります。（市・事業者）
- ② エコラベル\*商品などの販売について、小売業者に協力を依頼します。（市・事業者）【再掲】
- ③ 企業による生物多様性の向上に役立つ取り組みを広報します。（市・事業者）

## 解説

### 企業の参加する生物多様性に関する取り組み

#### ■菩提樹池<sup>ぼだいぎ</sup>と周辺緑地の保全管理活動

狭山丘陵の西武球場の東側に位置する菩提樹池と周辺緑地の保全に取り組んできた地域住民、自然保護団体、企業、行政などの関係者で「菩提樹池と周辺の緑を守る協定」を締結し、保全活動を実施しています。

#### ■くぬぎ山地区自然再生事業

くぬぎ山地区自然再生協議会\*の構成団体に協力して、企業の社員が森の管理などに参加しています。また、企業が一部を自然体験フィールドとして整備しています。

#### ■さいたま緑の森博物館

企業が所有地を事業区域として提供するとともに、「さいたま緑の森博物館保全活用協議会」に参加しています。また、里山\*の保全管理作業体験に企業が参加しています。

#### ■小手指ふるさとの緑の景観地

企業が埼玉県との間で「緑の管理協定」を締結し、管理に取り組んでいます。

解説

## くぬぎ山地区自然再生事業

### ■くぬぎ山地区について

くぬぎ山地区は、所沢市、川越市、狭山市、三芳町にまたがる約152haの区域です。平地林\*の減少が続くなか、くぬぎ山地区周辺は、武蔵野の面影を残す一団の平地林が残る貴重な地域となっています。



対象区域

### ■くぬぎ山地区での取り組み

2004年（平成16年）に自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会\*」が設立され、2005年（平成17年）3月に同協議会の協議により「くぬぎ山地区自然再生全体構想」が策定されています。



特別緑地保全地区看板

くぬぎ山地区（所沢市域）では、次の取り組みが行われています。

- ・約16.6haがくぬぎ山特別緑地保全地区\*に指定され、うち、約2.7haが所沢市・埼玉県により公有地化\*されています。
- ・「おおたかの森トラスト」による土地取得が行われています。
- ・くぬぎ山地区自然再生協議会や、みどりのパートナー、民間団体（NPO・企業）などによる樹林の管理活動が行われています。



協議会による管理活動

解説

## ぼだいぎ 菩提樹池と周辺緑地の保安全管理活動

2008年度（平成20年度）に、菩提樹池と周辺緑地の保全に取り組んできた地域住民、自然保護団体、企業、行政などの関係者で豊かな自然環境と里山\*景観の保全活用を図るために「菩提樹池と周辺の緑を守る協定」を締結し、保全活動を実施しています。

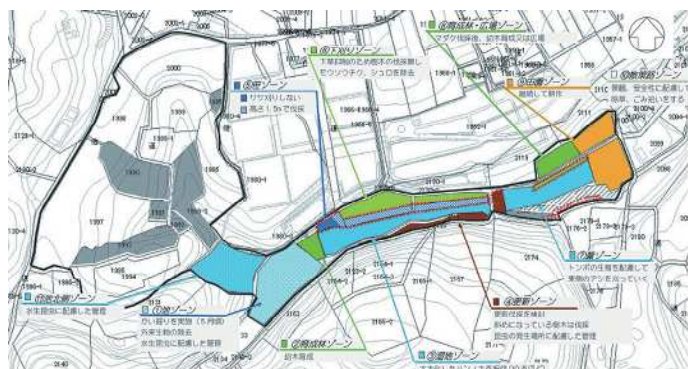


区域の景観

### ■「菩提樹池と周辺の緑を守る協定」協定団体

- 菩提樹池愛好会
- 山口の自然に親しむ会
- 菩提樹田んぼの会
- （公財）トトロのふるさと基金
- 西武鉄道株式会社
- 所沢市
- 埼玉県

菩提樹池周辺緑地ゾーニング



目標4

「自然の恵み」を所沢市の魅力アップにつなげます

4-1. 自然で地域の活力を高める

4-1-1. 自然を活かした地域振興

本市では、自然を活かして人を呼び取り組みとして「所沢市みどりのふれあいウォーク\*」「クアオルト®健康ウォーキング\*」などが実施されています。

狭山丘陵や平地林\*などの自然や、自然と人に育まれた生活文化や伝統産業などを活用して、訪れる人を増やす取り組みを行っています。

【取り組み】

- ① 「所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画\*」に基づく取り組みを進め、観光拠点のネットワーク化や回遊性の向上により、自然や生きものを楽しむために本市を訪れる人を増やします。(市)
- ② ガイドとともに自然や歴史文化を巡ったり、ガイドの支援を受けながら自然体験をするエコツアー\*などを検討します。(市・市民・団体)
- ③ 自然や生きものとともに、歴史を感じることができる新たな自然観光拠点（小手指ヶ原公園）の整備を検討します。(市)
- ④ 狭山丘陵や平地林の魅力を発掘し、市ホームページやSNS\*などを通じて広く発信します。また、「所沢市みどりのふれあいマップ」を活用し、自然地に訪れる人を増やします。(市)

■所沢市みどりのふれあいマップ

散策や休息、自然観察などを楽しむことができる市内の代表的な樹林や公園と、これらをめぐる散策コースを紹介しています。



## 4-1-2. 自然を活かした商品などの開発や普及の支援

「狭山丘陵」や「武蔵野の雑木林」「三富新田」「武蔵野の落ち葉堆肥農法\*」「トトロの森」などには人と自然が紡いできた歴史や物語があり、多くの人の関心が得られる自然資源です。こうした自然資源を活かした特産品の開発や普及を支援します。

### 【取り組み】

- ① 「所沢ブランド特産品創出支援事業\*」などにより、地場産の野菜や、樹林の伐採更新で発生した木材を用いた商品の開発などを支援します。(市・事業者)
- ② 自然を活かした商品販売の機会や場の設置などを支援します。(市・事業者)
- ③ 「さんとめねっと」などの県の活動との連携を図ります。(市・県)



### うどん・焼きだんご ～自然と暮らしが生んだ郷土の味～

市内には多くの「手打ちうどん」屋があり、所沢の味として親しまれています。

台地に位置し、水田の少ない所沢では、かつては小麦とサツマイモが主な作物で、昔からうどんが行事の折に膳に上ってきました。例えば正月三が日は、朝が雑煮で、昼にはうどんを食べたそうです。結婚式などおめでたい席でも、うどんは欠かせないものだったといいます。そうした伝統を引き継ぎ、現在も「手打ちうどん自慢」が家庭で、あるいは店で腕を競っているのです。



また、焼きだんごは、小麦粉で作られるうどんとともに、畑作地帯であった所沢の風土に根ざす「郷土の味」です。

だんごはうるち米の粉を水で練って丸め、蒸したものを竹串にさし、しょうゆを塗って炭火などで焼きます。明治時代のだんご屋の組合では、竹串には一面だけ青い皮を残すこと、などの申しあわせがあったそうです。

このようなだんごは、もともと、農作業の間に食べるおやつとして家庭でよく作られていたようです。水田をつくることのできる場所が少ない所沢では、自家用に陸稻おかぼが栽培されてきましたが、炊いて食べるにはぼそぼそしがちなこの陸稻も、粉にひき、蒸すことでおいしく食べられたのです。

やがて店でも売られるようになり、すっかり名物として定着しました。

※陸稻おかぼ：水田ほど水を使わず、畑地でも栽培できる稲の種類。ただ収穫量が少なく、味も水稲に比べて劣るといいます。



## 狭山茶

～自然と工夫が育んだ地域の産業～

狭山茶は、埼玉県南西部の所沢市・入間市・狭山市をはじめとした入間郡内を主産地とする煎茶です。所沢市は入間市に次ぎ、第二位の狭山茶の生産地です。

もともと茶の木は温暖な場所に生育する樹木で、狭山茶産地は、国内の大規模な茶産地としては北限に位置しています。

茶の木は、こうした厳しい気象条件のもとでは肉厚の葉が育ちます。これに、仕上げの工程で行われる「狭山火入れ（さやまびいれ）」という工夫を加えることにより、独特の香ばしさをもち、甘く濃厚で、コクのある味が生まれます。

茶の栽培は、水はけのよい土地で、雨の多い土地が適しており、武蔵野台地はこうした条件に適した環境でした。



参考：入間市博物館ホームページ



## 安松ざる

～室町時代より昔からの特産品～

安松の竹細工は、古くから「安松ざる」と呼ばれ、松井地区を中心に作られていた、カゴやザルをはじめとする竹製品の総称です。室町時代の1486年（文明18年）に書かれた『廻国雑記』にも、安松の竹細工と推定される記述が見られます。また、江戸時代後期に幕府が編纂した『新編武蔵風土記稿』では上安松村の項には、「安松箆」の記述がみえ、すでにこの頃には盛んに作られていたと思われます。第二次世界大戦前、松井地区では養蚕や茶などと並ぶ重要な副業で、終戦直後では同地区で延べ200人以上が竹細工に関わっていたといえます。しかし、昭和50年代には竹細工職人はわずか4人となり、現在、安松の竹細工を製作する職人は把握されていません。





## 4-2. 安全、安心、快適なまちづくりにつなげる

### 4-2-1. 自然を活かした夏の暑さの緩和

近年、夏の気温が高くなり過ごしにくくなっています。その原因は地球温暖化\*のほかに、まちがコンクリートやアスファルトで覆われたことがあります。コンクリートに覆われたまちは昼間は照り返しが厳しく、夜になっても昼間の熱がコンクリートに蓄えられて気温が下がりません。面積が広い樹林は周辺の市街地よりも気温が低く、夜間には周辺の市街地へ冷たい空気にのじみだしが見られます。また、農地や草地は、コンクリートやアスファルトに比べ温度の上昇が低く抑えられます。まちや周辺の樹林や草地、水辺、農地を保全し、夏の暑さを緩和します。

#### 【取り組み】

- ① 「緑地保全制度\*」による保全指定や公有地化\*により、まちなかとその周辺の樹林を保全します（「1-1-1. 「緑地保全制度」による保全指定の推進」「1-1-2. 生物生息空間の公有地化の推進」参照）。（市・市民・事業者）
- ② 道路、公園、学校、庁舎などの公共公益施設\*の樹木の保全や植栽によって、まちの木陰を増やします（「1-2-1. 公共公益施設における「生物生息空間」の保全・再生・創出」参照）。（市・国・県）
- ③ 「生産緑地地区\*」の指定や都市農業の振興などにより、まちなかの農地を保全します。（市）



図 4-3 冷たい空気のにじみだし効果  
出典：国土交通省パンフレットをもとに作成

## 4-2-2. 災害による危険の緩和

近年、過去に例がない大雨が発生し、ゲリラ豪雨\*が多発するなど、洪水や土砂崩れなどの災害が発生する危険性が高まっています。また、首都直下地震への備えも必要とされています。自然には災害の発生抑制や緩和をする機能があることから、グリーンインフラの考えに基づいて自然を保全・再生・創出し、災害による危険を減らしていきます。

### 【取り組み】

- ① 樹林や草地、農地の保全により土壌に貯留する雨水を増やして、河川へ短時間に流れ込む水の量を緩和し、洪水を抑制します。(市)
- ② まちなかの樹林の保全や樹木の植栽によって、地震時などの火災の延焼の危険を緩和します。(市・国・県・事業者)

### 解説

## グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー・GI)

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。

国土交通省では「グリーンインフラ」を以下のように定義しています。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

引用：国土交通省総合政策局環境政策課（2017・H 29）

グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～

## 4-3. 所沢に暮らす誇りと喜びを高める

### 4-3-1. 自然や生きものを楽しむ活動の充実

【数値目標設定】

自然の中での散策や自然を守る活動には、自然や生きものとのふれあいや学び、人との交流を通じた楽しみが期待できます。

各人の好みに応じて選べるように、自然や生きものを楽しむ活動の充実を図ります。

#### 【取り組み】

- ① 「所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画」に基づく取り組みを進め、自然や生きものにふれあい親しみながら散策が楽しめるようにします。(市)
- ② 自然の保全や再生などの活動への参加体験の機会をつくります。(市・団体)
- ③ 団体等が生物多様性に関するイベントなどを企画、実施する際に、その目的や内容などが生物多様性の保全や普及啓発などに役立つかを、協議、確認するしくみを検討します。確認したイベントなどに対して、参加者募集などを支援します。(市・団体)【再掲】

#### ■所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画

所沢市にある豊かな水とみどりを、未来の子どもたちに引き継ぐとともに、まちのにぎわいや魅力とつなぎ、その豊かな恵みを享受できる「水とみどりがつくるネットワーク」をつくる計画です。

#### 計画の目的

##### 1. 貴重なみどりを未来につなげる

自然と調和した歩きやすい散策路を整備する。多くの人が歩き、自然への親しみや理解を深めることにより、みどりをみんなで守り、育てていく。

##### 2. 所沢ブランドの向上

みどりや歴史・文化を多くの人に人に見て感じて味わっていただくことで所沢ブランドの向上を目指す。

##### 3. まちの活性化とにぎわいの創出

水とみどりをまちの魅力とつなげていくことにより、新たな人の流れや地域産業の活性化、文化の広域的な交流を目指す。



### 4-3-2. 自然を感じるまちなみの保全と創出

永い年月をかけてつくられてきた自然や生きものは、まちの個性であり魅力の源となることから、まちづくりに所沢の自然環境を加味し、所沢らしいまちなみをつくります。

#### 【取り組み】

- ① 「公共施設緑化ガイドライン\*」や、「緑化の手引書\*」、本戦略の付属資料「エコロジカルネットワーク形成の手引き」に基づき、公共公益施設\*や民有地における在来種\*による緑化を推進します。(市・市民・事業者)
- ② 在来種による緑化や、生物多様性に配慮した緑化を実施した施設を認定する「所沢ふるさと緑化認定制度(仮称)」の設置を検討します。(市・事業者)【再掲】

### 4-3-3. 所沢の自然や生きものの魅力の発信

【数値目標設定】

自分たちのまちの自然や生きものについて知ることや、市外から多くの人が訪れ、楽しんでいる姿を見ることは、所沢に暮らす誇りや喜びにつながることから、市の内外に向けて所沢の自然や生きものの魅力を発信していきます。なお、生きものの魅力の発信の際には、希少生物の持ち去りなどにつながらないように留意します。

#### 【取り組み】

- ① 生物生息空間や生きものの情報を広報紙や市ホームページ、SNS\*等に掲載します。(市)【再掲】
- ② 所沢市民フェスティバル\*などのイベントや市役所など、多くの人が集まる場所での自然や生物多様性の普及啓発を行います。(市・団体)【再掲】
- ③ 市内のローカルメディアなどと、市内で生物多様性のために活動する団体をつなぎ、わかりやすい魅力の発信を行います。(市・団体)